

台風第 19 号被災事業者向け「**地域企業再建支援事業補助金**」の

申請受付・個別相談窓口を開設します

久慈市では、令和元年台風第 19 号で被害を受けた事業者の施設設備等の復旧費用に対し 4 分の 3 を上限に補助金を交付する「地域企業再建支援事業」を創設しました。
つきましては、次のとおり申請受付・個別相談窓口を開設いたします。

1 受付場所・受付時間

場 所：久慈市役所 議会棟 1F 第3会議室 ※裏面の地図をご覧ください。

時 間：(平日のみ) 午前の部 9:30~12:00 午後の部 13:00~16:00

2 受付日程

(1) 当初5日間

混雑を避けるため、**事業所の所在地別に受付日時を分けて受付**いたします。

1月20日(月)	1月21日(火)	1月22日(水)	1月23日(木)	1月24日(金)
十八日町、中央、本町、巽町、中の橋	宇部町、大川目町、小久慈町	新中の橋、田屋町、新井田	長内町	その他の地区

(2) 令和2年1月27日(月)~2月21日(金)まで

地区割なしで、すべての地域の事業者の方の受付を行います。

(3) 令和2年2月25日(火)~当面の間(4月以降も受付を行う予定です)

特設会場は廃止し、「市役所2階 商工市街地振興課」で受付を行います。

3 ご持参いただきたい書類等

- ① 印鑑(可能であれば代表者印)
- ② 補助金振込先の通帳、または1ページ目のコピー
- ③ 事業を行っていたことがわかる書類
(申告書の写し、営業許可証、登記事項証明書、公共料金の請求書など)
- ④ 被災した状況が分かるもの(写真、り災証明書など)
- ⑤ 復旧に要した経費のわかる領収書等、またはこれから復旧する工事等の見積書
※ 補助対象となるか不明な経費のレシートも併せてお持ちください。
- ⑥ 施設設備を有していたことがわかる書類
(決算書、財産目録の写し、償却資産台帳、被災証明書など)
- ⑦ 復旧資産について保険に加入していた場合は、保険金額のわかる証書など

裏面につづく(補助金制度の概要など)

4 地域企業再建支援事業補助金の概要

(1) 対象者

- ・ 事業用資産が被災し、復旧により事業を再開しようとする中小企業者(個人含む)
- ・ 令和元年10月12日以前に、「個人事業の開始届出書」を税務署に提出している者。

(2) 対象経費

- ・ 建物、付属設備、構築物の復旧に要する経費
- ・ 被災した設備のうち、復旧後に減価償却資産として計上するものの復旧に要する経費(商品、自社修繕の場合の人件費は補助対象となりません。詳しくはお問合せください)

(3) 補助率

税抜き価格の4分の3以内

災害により支払われた保険金がある場合は、その額を除外した経費の4分の3を助成します。

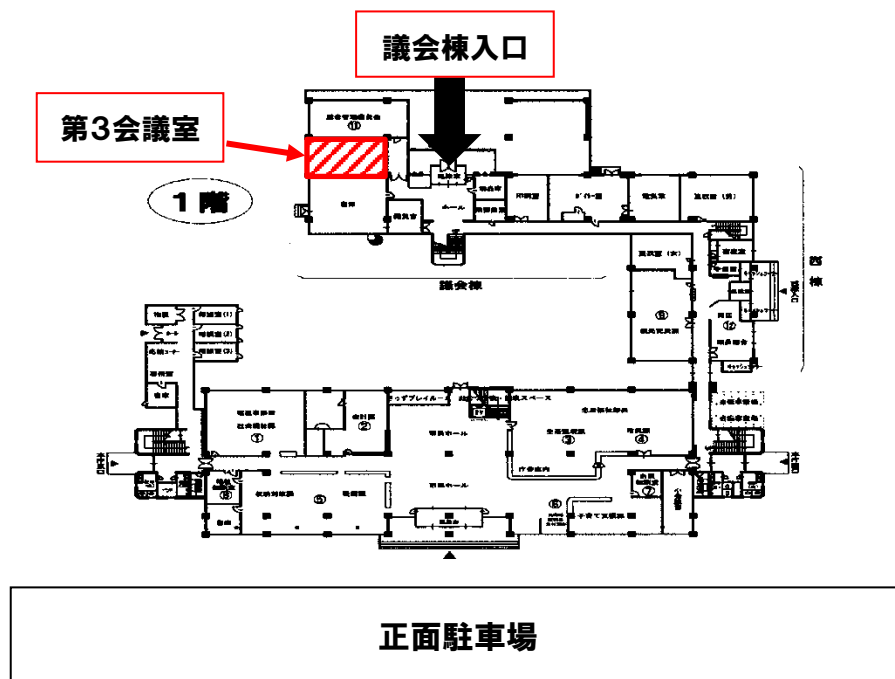
5 お問い合わせ先

久慈市 産業経済部 商工市街地振興課 商工振興係 TEL.0194-52-1525(直通)

----- (受付会場) -----

◆ 2月21日まで 久慈市役所 議会棟1階 第3会議室

市庁舎の裏側の議会棟入口からお入りになるとスムーズです。



◆ 2月25日(火)以降 久慈市役所2階 商工市街地振興課

正面入口からお入りになり、中央の階段またはエレベーターで2階に上がった後、右にお進みください。